

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の基本方針

当金庫は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与、拡散金融、金融取引の不正利用等（以下、「マネロン等」という。）の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次の通り定め、管理態勢を整備します。

1. 運営方針

当金庫は、マネロン等の防止に向けた対策を経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけ、マネロン等の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。

2. 管理態勢

当金庫は、マネロン等対策の責任を担う担当役員を任命するとともに、マネロン等対策の主管部署を総合企画部とし、主管部署が関係する各部や営業店と連携を図り、マネロン等対策に取り組めます。

3. リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、当金庫が直面しているマネロン等に関するリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

4. 顧客の管理方針

適切な取引時確認を実施し、顧客や取引のリスクに即した対応策を実施する態勢を整備します。また、顧客から定期的な情報収集、取引時の記録等から取引実態等を定期的に調査・分析することで、継続的な顧客管理による対応策の見直しを図ります。

5. 疑わしい取引の届出

営業店等からの報告、またはシステムによるモニタリング・フィルタリングで検知した取引を基に、顧客の属性、取引時の状況等を総合的に検証・分析することで、疑わしい顧客や取引等を適切に把握し、当局に速やかに疑わしい取引の届出を行います。

6. 資産凍結の措置

テロリスト等に対する資産凍結等の措置を適切に実施します。

7. 役職員の研修

継続的な研修を通じて、役職員のマネロン・テロ資金供与に対する知識・理解を深め、役割に応じた専門性・適合性等を有する役職員の確保・育成に努めます。

8. 有効性の検証

マネロン等対策の管理態勢について、主管部署は営業店等における対策の有効性を定期的に検証し、対策の有効性確保に向けた改善を進めます。また、独立した内部監査部門による定期的な監査を実施し、その監査結果を踏まえて、さらなる改善に努めます。

9. 顧客からの理解促進

顧客からの定期的な情報収集に向けて、当金庫のホームページ、営業店等を活用して、顧客からの理解を得るための周知、広報活動に取り組めます。

金融ADR制度への対応

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申出に迅速、公平かつ適切に対応するため、次のとおり金融ADR制度を踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客さまの信頼の向上に努めます。

1. 担当部署

当金庫では、次のとおり苦情等に関する担当部署を設置しております。

部 署 名	総合企画部
住 所	〒494-8611 一宮市筆屋一丁目4番3号
電 話 番 号	0120-102-305 (フリーダイヤル)
e メ ー ル	houmu@bi-shin.co.jp
受 付 日 時	月曜日～金曜日 9:00～17:30 (注)
受 付 媒 体	電話、書面、面談、eメール

(注) 祝休日、年末年始などの金融機関休業日を除きます。

2. 当金庫以外の苦情等受付機関

一般社団法人全国信用金庫協会が設置、運営する全国しんきん相談所をはじめ、各地区のしんきん相談所でも苦情等のお申出を受け付けております。詳しくは担当部署にご相談ください。

全国しんきん相談所(一般社団法人全国信用金庫協会内)	
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
電 話 番 号	03-3517-5825
受 付 日 時	月曜日～金曜日 9:00～17:00 (注)
受 付 媒 体	電話、書面、面談

(注) 祝休日、年末年始などの金融機関休業日を除きます。

3. 弁護士会の紛争解決センター等

愛知県弁護士会の紛争解決センターや東京三弁護士会(東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会)の各弁護士会が設置、運営する紛争解決センター、仲裁センターで紛争の解決を図ることもできますので、担当部署または全国しんきん相談所へご相談ください。なお、お客さまが直接、各弁護士会に申し立てることもできます。

名 称	愛知県弁護士会 紛争解決センター	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒460-0001 名古屋市中区三の丸1-4-2	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3		
電 話 番 号	052-203-1777	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249

4. 現地調停・移管調停

東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまも利用することができます。その際、現地調停または移管調停の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京都以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することができます。

なお、利用することができる弁護士会は、あらかじめ東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫担当部署にお尋ねいただくか、当金庫ホームページ(<https://www.bi-shin.co.jp/>)をご覧ください。